

## 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令

## 第一号様式

## 【表紙】

【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の23第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 森下 国彦
【住所又は本店所在地】	東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー <u>アンダーソン・毛利・友常法律事務所</u>
【報告義務発生日】	平成23年10月18日
【提出日】	平成23年10月21日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1名
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	日本瓦斯株式会社
証券コード	8174
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者）/1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（その他（リミテッド・ライアビリティ・カンパニー））
氏名又は名称	オーイーピー・エヌジー・エルエルシー（OEP NG LLC）
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10022 ニューヨーク パーク・アベニュー320 (320 Park Avenue, New York, NY 10022, USA)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	平成23年9月22日
代表者氏名	オーイーピー・ジェネラル・パートナーズ・エル・ピー (OEP General Partners, L.P.)
代表者役職	ジェネラル・パートナー
事業内容	持株会社

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 森下 国彦
電話番号	03(6888)-1000

## (2)【保有目的】

事業提携を目的とした政策投資。
-----------------

## (3)【重要提案行為等】

該当事項なし
--------

## (4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	9,000,000		
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 9,000,000	P	Q

信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T 9,000,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U

### 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成23年10月18日現在)	V 48,561,525
上記提出者の株券等保有割合(%) ( $T / (U+V) \times 100$ )	18.53%
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)	-

### (5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成23年10月18日	株券	9,000,000	18.53%	市場外	取得	1,150

### (6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

平成23年10月18日にOEP NG LLCが保有する9,000,000株の内、624,634株を平成23年10月19日にOEP NG COINVEST LLCに対して譲渡することを予定しております。

平成23年9月28日に、発行会社の日本瓦斯株式会社は、提出者(OEP NG LLC)を割当先とする第三者割当による新株の発行及び自己株式の処分を行う旨決議し、また提出者と日本瓦斯株式会社は、同日付で資本業務提携契約を締結しました。同契約では、提出者は、その保有株式について、発行会社に買取優先権を与える旨合意されています。提出者は、その保有株式の売却を希望するときは、発行会社に通知し、発行会社が提示する買取価格を受諾できないときは、その保有株式を自由に売却することができます。ただし、提出者は、その保有株式を発行会社の競合相手(提出会社の関係会社を除きます。)に売却することはできず、その売却禁止先となる競合相手は、当事者間で6ヶ月ごとに見直され、合意されます。

### (7) 【保有株券等の取得資金】

#### 【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	10,350,000
借入金額計(X)(千円)	-
その他金額計(Y)(千円)	-
上記(Y)の内訳	-
取得資金合計(千円) (W+X+Y)	10,350,000

#### 【借入金の内訳】

該当事項なし

#### 【借入先の名称等】

該当事項なし